

「別 記」

令和4年村上市訓令第 号

村上市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進本部設置要綱

（設置）

第1条 本市におけるデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、村上市DX推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） DXに係る基本的かつ総合的な施策の推進に関すること。
- （2） DXに係る施策の総合調整に関すること。
- （3） その他行政及び地域のDX推進に必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員及びDX推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）をもって構成する。

2 本部長は、市長、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、政策監、村上市行政組織条例（平成20年村上市条例第17号）第1条に規定する課の課長、会計管理者、支所長、教育委員会事務局の課長、議会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長及び消防長をもって充てる。

4 アドバイザーは、DXの推進に必要となる専門的知見を有する者で、本部長が指名する者をもって充てる。

（職務）

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（最高情報統括責任者）

第5条 副本部長は、最高情報統括責任者（以下「CIO」という。）として、DXを総合的に推進する。

2 アドバイザーは、最高情報統括責任者補佐官として、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐する。

（会議）

第6条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 アドバイザーは、本部長の求めにより本部会議に出席する。

3 本部長が必要と認めるときは、本部以外の者に対して会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会の設置）

第7条 本部長は、第2条に規定する所掌事項を実施するに当たり、本部員が推薦する者で構成する検討部会を設置することができる。

（庶務）

第8条 本部の庶務は、企画戦略課で行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。